

(様式第 1 号)

パブリック・コメント手続を行う案件の概要

案件の名称	地方独立行政法人茨城県西部医療機構第 3 期中期目標（案）		
意見募集期間	9 月 1 日（月）～9 月 2 2 日（月）	担当課	地域医療推進課
案を立案した趣旨、目的	筑西市は、地方独立行政法人茨城県西部医療機構（以下「法人」）の設立団体として、法人が達成すべき業務運営に関する「中期目標」を定め、市議会の議決を経て、法人に指示します。これは、地方独立行政法人法第 2 5 条で定められています。 第 3 期中期目標（案）は、今後、茨城県西部医療機構評価委員会の意見を聴いたうえで策定します。その前段として、パブリック・コメントを実施し、地域住民の皆さまから幅広くご意見をいただき、可能な限り目標に反映させることを目的としています。		
案を立案した背景	中期目標は、地方独立行政法人制度において、中期計画や年度計画の基礎となるものであり、筑西市が法人に対して、業務について直接指示できる重要な手段です。 また、市から独立した法人が業務運営を行ううえで、目指すべき住民サービスの方向性を示す基本指針でもあります。 こうした重要性を踏まえ、広く地域の皆さまからご意見をいただくことが必要であるとの考えから、パブリック・コメントを実施します。		
案を立案する際に整理した考え方及び論点	地方独立行政法人法第 2 5 条第 2 項に基づき、設立団体である筑西市は、法人に対して次の事項を指示します。 (1) 中期目標の期間 (2) 住民に対して提供するサービスその他、業務の質向上に関する事項 (3) 業務運営の改善及び効率化に関する事項 (4) 財務内容の改善に関する事項 (5) その他業務運営に関する重要事項		
施策等の効果	可能な限り、寄せられたご意見を中期目標に反映させることで、筑西市としての政策的な医療の方向性を法人に示します。 あわせて、地域住民と法人（病院）が協働し、「病院づくり＝地域医療づくり＝まちづくり」を推進していくための基盤づくりにつなげます。		
今後の予定	(1) パブリック・コメント手続の実施（令和 7 年 9 月） (2) 第 3 期中期目標の決定（令和 7 年 1 0 月予定） (3) 目標策定後の公表（令和 8 年 1 月予定） ※ 提出されたご意見等は、パブリック・コメント終了後、速やかに公表します。		
【参考資料】			
地方独立行政法人茨城県西部医療機構第 3 期中期目標（案）			